

広島県告示第四百四十二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条の二第四項の規定によって、漁港の区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、同条第五項の規定によって、保管した。

令和三年二月十五日

音戸漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
FRP製小型船舶 一隻

二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

呉市音戸町南隠渡一丁目一九一八番八六地先水域（佃川上流地区） 令和三年一月十二日八時三十分

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

令和三年一月十二日十時三十分 呉市音戸町坪井一〇〇番六九（音戸漁港坪井養殖作業施設用地）

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占用者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県西部建設事務所呉支所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 除却等に要した費用の負担者

当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

呉市西中央一丁目三番二五号

広島県西部建設事務所呉支所管理課管理第一係

電話（〇八二三）二二一五四〇〇